

理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、外国貿易機が入港する際に報告することを求めることができる事項を定め、輸出申告書に記載すべき事項を見直すとともに、特惠関税の適用除外となる特定の国を原産地とする物品の指定を行うほか、保税蔵置場等の許可手数料の額の見直し、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。